

事務連絡
令和3年6月23日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染対策に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県については、6月20日をもって解除すること、沖縄県については、7月11日まで延長すること、まん延防止等重点措置については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を新たに対象とし、期間は7月11日までとすること、埼玉県、千葉県、神奈川県については7月11日まで延長すること、岐阜県、三重県については、6月20日をもって終了することが決定され、あわせて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3の通知が出されたとともに、国土交通省から別添4の要請、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしく願います。

以上